

令和2年第6回定例会

江東区教育委員会会議録

令和2年6月26日（金）

江東区教育委員会

令和2年第6回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和2年6月26日(金)午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年6月26日(金)午前10時44分
- 3 開会場所 江東区役所(61・62会議室)
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、橋本俊雄(教育長職務代理者)、
進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、
伊藤指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、
堀越教育支援課長(教育センター所長兼務)、河野地域教育課長、
栗原江東図書館長、佐久間主任指導主事、古川文化観光課長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第38号 令和2年度江東区一般会計補正予算(第4号)
 - 日程第2 議案第39号 江東区立学校通学区域の関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第3 議案第40号 江東区文化財の指定
- 7 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応について
 - (2) 令和2年第2回区議会定例会(教育委員会関係)について
 - (3) 第2期教育推進プラン・江東の策定について
 - (4) 江東区学校運営協議会規則の制定について
- 8 審議概要

本多教育長 それではただいまより、令和2年第6回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、橋本委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1、議案第38号、令和2年度江東区一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第38号、令和2年度江東区一般会計補正予算(第4号)。
上記の議案を提出する。

令和2年6月26日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出いたします。

それでは、補正予算（第4号）について、御説明を致します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、三度にわたり補正予算を編成したところですが、その後も国や都において追加の補正予算が編成され、また、今後到来すると言われている第2波への備えが必要となることから、引き続き区民の安全・安心を守るため、また、教育活動の安定した継続を図るために、緊急的に予算を編成するものであります。

資料1を御覧願います。1枚おめくりいただきまして、1ページの令和2年度江東区一般会計補正予算（第4号）総括を御覧ください。今回の本区全体の補正額は7億2,200万円の増額で、補正前の額に対して0.26%の伸びとなっております。

歳入増の主なものは、第14款国庫支出金、4億4,518万2,000円であります。歳出は第3款民生費が最多で5億5,160万3,000円、続いて教育費の5,702万2,000円となっております。

次に、教育委員会事務局に関わる予算の補正について御説明いたします。

2ページの歳入歳出予算総括を御覧ください。歳入は第14款国庫支出金と第15款都支出金を合わせて2,311万4,000円の増額となっております。歳出は第7款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項幼稚園費で増額となっておりまして、教育委員会事務局所管の歳出補正額の合計は5,702万2,000円の増となっております。

次に、歳入について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、3ページ、歳入事項別明細書を御覧ください。第14款国庫支出金は、学校保健特別対策事業費補助金、第15款都支出金は、私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の増額によるものとなっております。

続いて、歳出についてですが、別紙にて御説明を致します。別紙「令和2年度一般会計補正予算（第4号）の概要について」を御覧いただければと思います。

まず、幼稚園・小中学校保健衛生事業として、1ですが、これも、「新型コロナウイルス感染症対策用品の配備」によりまして、学校・幼稚園にアクリル板を配備するほか、感染防止対策として、学校・園に対しまして一律30万円を配当いたします。さらに、1クラスにつき6,000円の配当も同時に行います。その結果、合計といたしまして3,522万円となります。

次に、小中学校給食運営事業として、2の「学校給食食材料費の公費

負担」では、6月15日から19日に実施した牛乳と主食の「ヒトサラ給食」の食材料費を公費で負担することとし、1,487万円を計上いたします。

次に、私立幼稚園等運営費扶助事業では、3「私立幼稚園等への感染症対策経費補助」として、私立幼稚園等が購入する感染症防止用品や消毒に必要となる経費の一部を補助し、安全な環境を整備いたします。補助金額は600万円となっております。

次に、ソーシャルワーカー活用事業では、4「スクールソーシャルワーカーによる支援体制強化」として、不登校等悩みを抱えている児童・生徒等や保護者に対し、新たにオンライン相談を実施できるようICT環境を整備いたします。経費は69万円です。

最後に、教育センターの相談事業においても、5「教育相談員による相談体制強化」として、臨床心理士が行う面接相談等において、新たにオンライン相談を実施できるように、4のスクールソーシャルワーカーと同様に、ICT環境を整備いたします。経費は23万円を計上いたします。

以上、簡単ではありますが、補正予算の説明を終わります。

本多教育長 ここまでについて質疑願います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

続きまして、日程第2、議案第39号、江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第39号、江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和2年6月26日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

大町学務課長 それでは、江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。本件につきましては、5月29日の本委員会並びに6月17日の区議会文教委員会で御協議を頂いたものとなります。

内容といたしましては、1の改正の概要にございますとおり、海の森

一丁目から三丁目の住居表示が実施されたことに伴いまして、通学区域を新設をするものです。

裏面、2ページを御覧ください。規則の新旧対照表でございます。有明西学園の前期課程、後期課程の各通学区域に海の森一丁目から三丁目までを新たに追加いたします。

恐れ入ります。1ページ目にお戻りいただきまして、3の施行日は、令和2年7月1日となります。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

進藤委員 現実的には、海の森一丁目から三丁目までには、住民はいらっしゃるのでしょうか。

大町学務課長 直近では、住民の方は、いらっしゃいません。ただ、今後、そこにお住まいになる可能性というのは全くゼロということではございません。以上でございます。

進藤委員 はい、分かりました。

本多教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 お諮りいたします。日程第2つについて、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

続いて、日程第3、議案第40号、江東区文化財の指定を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第40号、江東区文化財の指定。

上記の議案を提出する。

令和2年6月26日、提出者、江東区教育委員会。

平成30年11月29日、江東区文化財保護条例第27条の規定に基づき、江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、平成31年3月4日、同審議会より答申を得たので、これを尊重し、江東区指定文化財について本案を提出します。

古川文化観光課長 資料3を御覧ください。文化財の指定ということで、今回は、史跡で

す。越中島砲台跡、場所は越中島2-1、国立大学法人東京海洋大学の敷地の中でございます。平成23年3月28日に登録がされているということですので。

裏面、2ページのところです。今回の指定文化財の①おおむねの位置というのは、破線で示されているところでございます。3ページのところは航空写真を撮ったところで、現在の、実線で引かれたところが海洋大学の敷地ですが、その中の赤の破線の部分が推定位置です。

若干、越中島砲台跡について説明をさせていただきます。この砲台は、江戸湾防備の一環、江戸の末期になるんですけど、ここに築造された砲台でありまして、当時、いわゆる海防政策ということで、江戸湾防備ということで造る計画があったということでもあります。

当初、地域砲台11か所の築造がその当時、計画された中の1つに越中島砲台というのがあるということでもあります。実際に越中島の石垣の竣工ということまでは分かっているんですが、その状態が後に、明治維新後に明治政府に接収されて、その後、商船学校、現在の海洋大学の校地となりまして、その頃の工事で損壊したと推定しています。

ですので、現在の跡地は特段、遺構など残っていないのですが、当時の江戸湾防備の重要な拠点の1つということで、歴史的に見て、非常に貴重な施設があった位置でありまして、臨海部という江東区域の特性が表れた史跡であるため、江東区の歴史の理解のために学術的価値が高いものであるということから、文化財保護審議会において指定文化財として指定するよう答申を受けています。

以上になります。

本多教育長 本案について質疑願います。

鈴木委員 平成23年登録ということで、今回、指定ということで、8年ぐらい調査がかかっているのかなと思いますが、現時点で江東区内にこういうふうな登録をして、これから指定しようと思って調査しているという物件がそれ以外にあるのかどうか、幾つぐらいあるのかということと、それから、指定されて、これは学校の校内ですけれども、公開する予定があるのか、お聞きしたいと思います。

古川文化観光課長 令和2年4月1日現在、全体で、区の登録文化財としては1,061件ありまして、そのうちの47件が指定文化財になっています。登録文化財が全て指定文化財というわけではありませんで、登録された中の、また歴史、非常に重要なものという位置づけで、文化財保護審議会の中でそういった議論をされた中で指定をしていくということでもあります。さらに、指定の場合は事前に所有者あるいは管理者の同意というのを求めなければなりませんので、それが困難というのもあります。今回、よう

やく海洋大学の同意がとれたということになっています。

それから、公開の点についてですが、これは海洋大学との今後、交渉ということになりますけど、基本的には、今回、指定を受けて、我々としては、海洋大学の中には明治丸という国の指定文化財もありますので、それも含めて公開をしていくような形で保存したいと思っています。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

なお、ここで文化観光課長につきましては、他の公務がございますので退席となります。

(文化観光課長退席)

本多教育長 それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項1、新型コロナウイルス感染症にかかる区立学校園の対応についてを事務局より説明願います。

武越事務局次長 それでは、私から報告いたします。資料4を御覧ください。

教育委員会としては、新型コロナウイルス感染拡大に応じて、国や都の対応等を踏まえて、これまでその都度、各学校園及び保護者に対して通知等を行ってまいりました。

本区では、新年度に入った令和2年4月から今日までの対応について、1ページから2ページにかけて時系列で一覧にしたものとなっております。御確認いただければと思います。

また、3、4ページには、先日の臨時会で御協議いただいた、6月29日、来週の月曜日以降の通常登校再開に向けた通知を添付してございます。この通知は、先週18日に教育委員会で決定された後、各学校園長に通知がなされ、同日に各学校長から保護者に周知するとともに、ホームページにも掲載したところでございます。

甚だ簡単ですが、報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

昨日、実際に委員の皆様にも「ヒトサラ給食」の現状を御覧いただい

たわけですけれども、その辺を含めてもし何かございましたら。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。

今後、来週から通常登校が始まりますので、その状況につきましても、各委員含めて、また視察ができればと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、報告事項2、令和2年第2回区議会定例会（教育委員会関係）についてを説明願います。

武越事務局次長 それでは、令和2年第2回区議会定例会及び臨時会の教育委員会関係について、少々お時間を頂きまして御報告を申し上げます。資料5を御覧ください。

第2回定例会は、6月10日の本会議で5名の代表質問があり、翌11日の継続本会議で9名の通告による質問が行われまして、全体で46本の質問がございました。このうち、教育関連では、資料に記載のとおり、7本の質問があったところがございます。質問と答弁の概要は、資料記載のとおりですけれども、ここではポイントのみ述べさせていただきます。

1人目の自民党の釘先美彦議員の代表質問は、主にコロナ禍での休校による学習の遅れに対する質問でしたが、長期休業の短縮や行事の精選等で授業時数を確保する旨、答弁を致しました。

2人目は、民政クラブの福馬恵美子議員の代表質問で、主に新教育長の今後の思いと第2期教育推進プランに関する質問でしたが、一人一人を大切にしたい教育環境整備と「チェンジ」をテーマに熱い思いを持ってプランを策定していく旨の答弁を致しました。

3人目は、公明党の矢次浩二議員の代表質問で、2ページになりますけれども、GIGAスクール構想についての質問でしたが、今後、検討を進めていく旨、答弁を致しました。

4人目は、民政クラブの鈴木綾子議員の通告質問で、主に電子図書の導入を求める質問でしたが、課題は多いが、費用対効果の分析等、研究を進める旨の答弁を致しました。

5人目は、民政クラブ、徳永雅博議員の通告質問です。3ページですけれども、主に学校と地域の関わりについての質問でしたが、その重要性と今後の連携を強化していく旨の答弁を致しております。

6人目は、無所属の千葉早希恵議員の通告質問です。3ページから4ページに記載がございますけれども、学校内の化学物質等による香りの害に関する質問でしたけれども、国からも、科学的な知見がないため直ちに対応する考えはないが、必要な情報は速やかに周知する旨、答弁を致しております。

7人目は、公明党の河野清史議員の通告質問で、図書館の郵送サービスや、書架の消毒等に関する質問でしたけれども、今般のコロナ禍での区民の意識に鑑み、検討していく旨、答弁を致しております。

一般質問につきましては、以上でございます。

次に、予算審査特別委員会について御報告いたします。5ページを御覧ください。

今回の定例会の前に、5月25日に、区議会の臨時会が行われましたが、その際に一般会計補正予算案（第3号）が提出され、その後、直ちに令和2年度予算審査特別委員会が開催されました。この3号補正の内容ですけれども、5月18日の教育委員会臨時会で御報告いたしましたタブレット端末の貸与や、オンライン学習ソフトの導入等に関わる予算でしたけれども、これに対する質疑は5ページに記載のとおりとなっております。基本的には、ICT学習環境の推進に係る、推進せよというような質問が多かったというところでございます。

なお、審議につきましては、教育費と併せて産業経済費についても行われましたので、表中には教育関連以外の質問も含まれてございます。

次に、6月17日の文教委員会について御報告いたします。6ページをお開きください。

議題は記載の23点でございます。まず、議題1の議案第55号は、5月29日の教育委員会定例会で御審議の上、御可決いただいたもので、奨学資金の返還に係る民事訴訟の提起について、賛成多数が可決をされたところでございます。

次に、議題の（2）から議題の（20）までは、いずれも継続審議となっている陳情・請願でありまして、本委員会では、それぞれの案件について、これまでの審議経過等を説明した後、引き続き継続審査となっております。

次に、新規の陳情ですけれども、（21）2陳情第31号の4、（22）2陳情第33号の4はいずれも、さきに議決され、10月から施行される使用料改定について、それについて中止を求める陳情でしたけれども、教育委員会施設では豊洲西小のトレーニング室、プール等や、教育センターの会議室が対象となっております。この件につきましては、他の委員会においても同趣旨の陳情がなされておりまして、この中での現状を踏まえた対応を検討する旨、説明をしております。

議題につきましては以上でございます。

7ページを御覧いただければと思います。2、報告事項及び3の協議事項については資料に記載のとおりですが、いずれも教育委員会定例会にて御報告、または御協議いただいた案件ですので、説明は省略させていただきます。

以上、長くなりましたが、第2回区議会定例会及び臨時会の報告とさせていただきます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、第2期教育推進プラン・江東の策定についてを説明願います。

池田庶務課長 それでは私から、第2期教育推進プラン・江東の策定について、資料6に基づき御説明いたします。

本件内容は、5月29日開催の本教育委員会において、今年度末までに新たなプランを策定する旨、その概要について報告したところでございますが、その後の状況といたしまして、6月12日に庁内関係部課長により構成する検討部会、そして、6月19日には学識経験者を委員長とし、地域団体の代表者や公募区民、学校関係者により構成される検討委員会を開催し、別添の参考資料に基づき検討いたしましたので、その概要と併せて報告いたします。

ここで、恐れ入りますが、別添の参考資料を御覧ください。こちらは6月19日に開催した検討委員会の配付資料一式でございます。1枚目が次第で、当日の議題としては、会議の進め方や、これから策定する第2期教育推進プラン・江東の策定方針を御説明するとともに、区民に対する意識調査の実施など、今後のプランの策定に関する考え方を御説明し、まずは御出席いただく委員皆様の共通認識を深めさせていただくこととしたものでございます。

おめくりいただきまして、資料2、こちらは5月の教育委員会でも御説明いたしました。策定委員会の委員名簿でございますが、この委員の中から学識経験者の有明教育芸術短期大学の若林学長が委員会の委員長、また、帝京大学大学院の前島准教授が副委員長として、委員の互選により決定し、委員長の下、議事が進行いたしました。

おめくりいただきまして、資料3では、策定のスケジュールについて、そして、資料4では、現行のプランと新たなプランとの関係などについて御説明いたしました。

ここで、恐れ入りますが、資料5を御覧ください。プランの策定方針の案でございます。下の表を御覧ください。新たなプランの策定方針としては、教育を取り巻く社会状況の変化や、社会的な要請による教育課題に因應するため、国や都の計画、さらに区の長期計画などの内容や方向性を踏まえつつ、区民や保護者に対する意識調査を実施し、教育に対するニーズや意識を把握しながら、新たにプランを策定してまいります。

次のページ、2ページ目になります。こちらを御覧ください。プランの期間につきましては、令和3年から7年度までの5か年計画といたします。また、プランの位置づけにつきましては、平成21年3月策定の

基本構想、今年3月に策定した長期計画を上位計画とする教育部門の分野別計画となるところの教育基本法における区の教育振興基本計画として策定いたしました。

次に、3ページ目を御覧ください。プランにおける主な教育課題と取組イメージとして、左側の4つの課題に対して、それぞれに対応する取組のイメージを掲げています。

教育課題においては、今後も引き続き取り組むべき多くの教育課題に加え、今後、お示しする現行のプラン策定当時、5年前になりますが、その当時、あまり顕在化していなかった4つの課題、そして、さらに、直近では新型コロナウイルス感染症に対する学校運営や学びの継続といった新たな課題、これらについても新たなプランの中での反映も検討してまいります。

おめくりいただきまして、4ページ目から6ページ目、こちらは、国が第3期教育基本振興計画で示す今後の教育に関する考え方の抜粋です。新たな区のプラン策定の際にはこの内容も含まれてまいりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、資料6を御覧ください。こちらはこれから実施する意識調査、アンケートの概要です。

まず、調査の目的として、小中学生の保護者や一般区民が区の教育に対してどのように感じ、どのような取組を希望するかなどの御意見を伺い、プラン策定の基礎データとして活用することとさせていただきます。

調査の種類と対象、そして、実施機関などにつきましては、区立小学校2年生・5年生と中学校2年生の保護者2,000名を対象とした調査と、18歳以上を無作為抽出した区民2,000名を対象とした調査を今月末より7月の間にかけて実施してまいります。

また、調査の項目や設問につきましては、5年前のプラン策定時に実施した際の調査項目を基礎としながらも、社会状況の変化や教育課題に対応するため、設問の追加や見直しなどを行っております。具体的には、次のページを御覧ください。

上段が保護者を対象とした調査、下段が区民を対象とした調査の概要で、いずれも米印をつけているICT教育に関する項目を今回、新たに追加いたしました。

資料7と8につきましては、いずれもそれぞれのアンケートの具体的内容を示したものでございますので、後ほど御確認ください。

ここで、改めて資料6の本章にお戻りください。2番の検討部会及び策定委員会における主な意見でございます。

今、御説明した内容に関して、6月16日の当日、委員各位からは、ICT教育の環境整備や学力に加え、思考力や判断力の必要性、コロナによる学校休業時の地域教育の大切さ、さらにオリ・パラ延期に関するプランの取扱いなどの御意見も頂いたところでございます。

事務局といたしましては、これらの意見についても十分踏まえながら、策定作業を進めてまいります。

また、意識調査に関しましては、対象者の追加に関する御意見を頂きましたが、昨年度、他の部署で取りまとめた計画、子ども家庭支援事業計画の際に実施したアンケート結果もございますので、そちらの内容なども活用し対応すると答えさせていただきました。

最後に、今後のスケジュールです。本件の報告後、直ちに意識調査を実施させていただき、9月から10月には新たなプランの素案を作成し、報告いたします。その後の11月のパブリックコメントを経て、2月から3月には最終の案をお示し、年度末に向けて策定してまいります。策定に向けましては、本教育委員会においても適宜御報告し、御意見を賜りながら進めてまいりたいと存じます。

私の報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

今、庶務課長から報告がありましたけれども、策定委員会、そして、庁内で行う検討部会等でも様々な御意見を頂く中、アンケート調査をこの時期に取るとコロナの影響が色濃く出た結果になるんじゃないかというようなお答えも頂いているところですが、我々として、アフターコロナというところでは、そういった部分についても非常に重要なものとして捉えていいのかなと考えています。また、教育については普遍的な課題もございますので、そういったところを総合的に見ていきたいと思っておりますし、また、これまで教育委員の各先生方から頂いた御意見もプランに十分反映させていながら、素案を作り、その都度、教育委員会で報告させていただきたいと思っておりますので、ぜひ忌憚ない御意見を頂きながら、一緒に推進プランを作成できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4、江東区学校運営協議会規則の制定についてを説明願います。

河野地域教育課長 恐れ入ります。資料7を御覧願います。まず規則制定の趣旨でございますけれども、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）につきましては、もう既に御案内のとおりでございます。学校と地域住民や児童の保護者などが、学校運営に関する基本方針の承認や、学校運営をめぐる諸課題を共有し、そのために必要となる支援等について協議する合議体の機関です。本区におきまして、今後、当該制度の導入を進めるべく、今回、規則を制定するものでございます。

2の根拠法令につきましては、記載のとおりとなっております。

3のこれまでの経過でございますけれども、昨年11月に、制度導入に向けた検討会を立ち上げてございまして、検討をこれまで進めてきたものでございます。

概要、その他につきましてまとめたものを本日、別紙1としておつけしてございます。恐れ入ります。別紙1を御覧願います。

1の概要としまして、設置の目的、委員の構成については記載のとおりとなっております。

経過でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、昨年11月の第1回検討会に続きまして、本年1月の第2回検討会におきまして、学校運営協議会規則の案について御議論を頂いたところでございます。また、翌月の2月6日には、より理解を深めるためとしまして、講演会を実施してございます。

これまでの主な検討内容でございますけれども、まず、導入の方向性につきましては、地域学校協働本部との両輪として位置づけまして進めていくということと、学校評議員会及び学校関係者評価委員会につきましては、この学校運営協議会に統合するとされたものでございます。

恐れ入ります。2ページを御覧願います。別紙1の2ページでございますけれども、当該規則の主なポイントとしてまとめてございます。

②の承認事項につきましては、教育課程ほか、記載の4項目としてございます。

③の意見申し出につきましては、設置趣旨を踏まえた学校運営に関する事項のほか、教職員の採用及び任用について、当該学校の運営の改善に資する建設的な意見を述べる事ができるとしてございます。しかしながら、ただしとしまして、教職員の転任を求める、あるいは個人を特定しての意見といったものは、これを除くとしてございます。

④としまして、学校運営協議会委員としての資格要件であるとか、任命に関すること、さらには委員の属性や身分について記載のとおりとしたものでございます。

3のモデル校での実施状況の報告でございますけれども、八名川小学校を実施校として、令和元年度より開始をしてございます。学校評議員会を学校運営協議会に既に移行し、先般御報告をさせていただきました地域学校協働本部の体制も整ってきているというところでございます。

恐れ入ります。資料7にお戻りを願います。

4の規則(案)の内容でございますけれども、ただいま御説明を致しました主なポイントを軸に、19の条文からなるものを、本日は別紙2としておつけしてございます。恐れ入ります。別紙2を御覧願います。

第1条の目的から始まりまして、趣旨、設置、承認事項、1枚おめくりを頂きまして、第5条には、学校運営等に関する意見の申し出について定めてございます。以降、学校運営に関する評価、組織、次のページ

には、任期や運営について定めてございます。

2ページの最下段、第8条3項におきましては、協議会の委員数を15人以内とし、教育委員会として任命する対象を列記してございます。恐れ入ります。いま一度、資料7にお戻りを願います。

5の今後の予定でございますけれども、本件につきましては、次回、第7回の教育委員会定例会に議案として提出を予定するものでございます。可決成立後、10月を目途といたしまして、モデル実施校であります八名川小学校において導入予定としてございます。令和3年度以降につきましては、環境や条件等が整ったところから順次導入を進めていくこととしてございます。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。

眞貝委員 それでは、今までの評議員会というものが学校運営協議会というものに移行するというところで、そういう位置づけで構わないですか。

河野地域教育課長 この学校運営協議会制度というものを導入するに当たりましては、従前の組織をここに統合していくということになります。導入に当たっては、各学校の温度差とか、整備の状況とかございますので、順次、進めていくに当たりましては、各校の学校評議員会等、このような組織も統合していくということを踏まえた上で導入を進めていくというふうにお考えいただければと思っています。

本多教育長 よろしいでしょうか。

眞貝委員 実際、評議員会を開催するというところで、7月に開催したいというような連絡が来たんですけども、内容的に、私は分かっておりますけど、ほかの評議員さん方に説明というのは、学校側から7月の評議員会とするわけでしょうか。

河野地域教育課長 まず、その当該校でコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度を導入するかどうかはまず先になります。ですので、この導入の検討に当たって、その学校で導入すると決まったときに併せて、導入の際には、評議員会はこちらのほうに統合しますという説明なので、八名川小以外は、まだ今、導入するとしてございませんので、現状ある評議員会はそのまま継続します。もちろん複数年かかるのかなと思ってございますので、そのときには順次、十分説明をさせていただきながら、評議員会の方々にももちろん導入に当たっては統合するという御説明を差し上げて、順次、導入を進めていくという形で考えております。

以上です。

本多教育長 現在、八名川小学校でモデルという形で進めさせていただいて、そこからコミュニティ・スクールを設置するに当たり必要な学校運営協議会を設置という形になりますので、今後、八名川小学校の状況を見ながら、区としては全体を考えていくということになります。現状、全ての学校に設置しております学校評議員については、そのまま継続していきながらと考えております。

ほかにいかがでしょうか。

橋本委員 学校主導型の制度、コミュニティ・スクールと、それから、今、推進している地域学校協働本部と、今後の相互互換性というんですか、一緒にやっていくのか、それとも全然別の形でやっていくのか。こっちはこっちで多分、時間も大分かかると思うんですね。協働本部のほうはどちらかという地域主導型で、応援団みたいな格好で、どういうふうにまとめ上げていくかという形だと思うんですが、その最終的な目標といいますか、どういう互換性を持って、これは進んでいくんでしょうか。

河野地域教育課長 先ほどの御説明でも一言、差し上げてございますけれども、基本的には、地域学校協働本部と学校運営協議会制度、こちらは両輪をなすものとしてございます。要するにどっちが上で、どっちが下で、どちらに含まれるということではなくて、やはり地域の核として学校がある中で、地域として学校を支えていくということで、地域の今の活動、それを統合した形で地域学校協働本部というものがございます。

さらには、学校を良くしていくというところで、制度的な意味を補完するということでは、この学校協働、学校運営協議会で、そういう制度全体を含めて、学校に必要なものを地域としても物を言っていきますよと。しかも、また地域から上がっている苦情であったりとか、要望、その辺を学校も当然、大変忙しいという中で、もしその時点で運営協議会のほうで、のみ込んで解決できるものについてはそこで解決していくというような側面もあるかと考えてございます。ですので、ある意味地域を核とする、その中心に学校がある中で、全体を包み込むような形で地域学校協働本部もありつつ、制度的な意味で学校運営協議会、こういう形で、私の説明は少し分かりづらいところもあるかと思っておりますけれども、基本的には両輪と考えて、両方とも並び立つ、どちらがどちらということではないと思っております。当然、重なり合う部分も非常に大きいのかなと思っております。

以上です。

橋本委員 また兼務が問題になってきたり何かするのかなと思っておりますが、

両輪ということはキャッチボールをしたり、意見交換をしたり、両方で一緒になって解決をしたりということになると思うんですが、兼務体制とか、そういうのはやっぱりある程度見直していく形になるのでしょうか。

河野地域教育課長 やはり同じ方が務めているという部分では、利点もあり、弊害も出てくるのかなと思ってございますので、そういうところについては、人員の選定については確認をしていきたいなと思ってございます。

特に、先ほど少し申し上げたとおり、教育委員会として任命をするにあたって限定列記した部分が8条の3項にありますということで申し上げます。ここの別紙2の2ページから3ページのところだったと思いますけれども、これは検討会でもお話が出ました。(1)の保護者、(2)の地域住民、(3)の対象学校の運営に資する活動を行う者、これについては非常に重なる部分もある。場合によっては、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、この3つを兼ねている方ももちろんいらっしゃるということで、この(1)から(3)を1人の方がやるということはあるのかという議論がなされております。その次の4項に書いてございますとおり、前項の1から3号に掲げる者を少なくとも1人ずつ選ぶということで、このような書き方をしております。

ですので、やはりその都度、地域学校協働本部で活躍される方、こちらのコミュニティ・スクールで活躍される方、当然重なり合う部分もありつつ、その部分、それぞれの職分に応じて御意見を賜るといことなので、それを十分吟味をして選定していくというふうに考えてございます。

以上です。

本多教育長 2つが両輪となつてうまく回っていく形で進める、これが一番いい形ですので、学校運営協議会のほうについては、直接的に学校の運営に関わるという部分、地域学校協働本部についても支えていただくことがメインになるという形になりますが、両者がうまく機能することが、学校がうまく機能していくことにつながっていくのかなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

本多教育長 それでは、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして令和2年第6回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。